

〔下級審民訴事例研究 五九〕

動産引渡請求控訴事件、同付帯控訴事件東京高裁平一六（ネ）第三六七九号、平一九（ネ）第四四二号
 平一九・三・一四第九民事部判決Ⅱ判タ一二四六号三三七頁
 原審東京地裁平一四（ワ）第二六四二七号、平一六・六・一〇判決Ⅱ判タ一一八五号三一五頁

〔事実〕

リース業者Xは、飲食店を営むYとの間で、数度にわたりいわゆるファイナンス・リース契約を締結し、それぞれ対象物件を引き渡した。この契約は、いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約であり、以下のような特約がなされていた。すなわち、①ユーザーについて整理、破産、和議、会社更生などの申立てがあったときは、リース業者は、催告をしないで契約を解除することができる。②リース料の支払いを一回でも怠ったときは催告しないで契約を解除できる。③契約が解除された場合、ユーザーは、リース業者に対し、ただちに物件を返還すると共に、規定損害金（全リース料金を少し下回る額を基本額として、リース期間の経過にに応じて通減していくもので、ほぼ残りリース料に見合うか、これを少し下回る程度の金額）を支払い、物件の返還を遅滞したときにはリース料相当額の損害金を支払う。というもの

であった。

Yは、平成一四年一月一七日に民事再生手続開始の申立てをし、同月二日に手続開始決定を受けた。そこで平成一四年一月二四日、Xは本件リース契約を解除したが、Yはリース対象物件の一部は返還したものの、一部は未返還であった。そこでXはYに対し、民事再生手続の申立てはリース契約上の解除事由に当たり、解除の意思表示により同契約が終了したとして、未返還のリース物件の引渡しを求めると共に、引渡債務の不履行に基づき、約定のリース料相当損害金の支払いを求めて訴えを提起した。

本件第一審における主たる争点は、①本件特約の有効性、②本件約定損害金債権発生の障害となる事由の有無、③本件約定損害金債権の性質、④本件約定損害金の請求が信義則違反ないし権利濫用であるか否か、という四点であった。

第一審の東京地裁（東京地判平一六・六・一〇判タ一一八

五号三(一五頁)は、①については、「会社更生手続において担保権の行使が禁止されているのと異なり、民事再生手続においては、担保権が、別除権として、再生手続によらないで行使することができるものとされていること(民事再生法五三条一項、二項)にかんがみれば、同手続との関係では、本件特約を無効と解することはできない」とした。②については、「本件各物件……を所有する原告は、被告に対し、本件解除後、取戻権の行使として、本件各リース契約の終了に基づき本件各物件……の引渡しを求めることができ(民事再生法五二条一項)、この引渡債務の履行は何ら禁止されていないから、上記履行遅滞に違法性がないとはいえない」とした。③については、「被告は、民事再生手続開始の決定を受けた後、原告が行った本件解除によって本件各物件……の引渡債務を負ったにもかかわらず、これを履行しなかつたのであるから、この引渡債務の不履行に基づく本件約定損害金債権は、民事再生法一九九条五号という再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権に当たり、共益債権となる」とした。そして、④については、本件事情からは、信義則に反し、権利濫用に当たることとはできないとして、Xの請求を全面的に認めた。

これに対し、Yが控訴し、上記①につき本件特約の無効を、また、上記③については約定損害金債権は民事再生法八四条

二項二号に当たり、再生債権として扱われるべきであると、それぞれ主張した(争点②④についてはYは不服を述べていないようである)。これに対し、控訴審たる東京高等裁判所は、次のように述べて、①については、Yの主張を容れて当該特約を無効とし、③については、原審の判断を容れ、Yの控訴を排斥した。

〔判旨〕

「2 以上の事実関係を前提として、検討する。

(1) 本件特約の効力について

ア 本件のようなフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約は、リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているもので、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであり、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに対して期限の利益を与えるものによらず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではないものである。そして、債務者がリース料債権の支払を遅滞したときは、リース業者は、リース契約を解除してリース物件の利用権を消滅させ、利用権による制約のない完全な所有権に基づきリ

ス物件の返還を求めることができることにして、実質的にはリース物件の利用権をリース料支払債務の担保にしているということが出来る。……

イ また、本件特約は、ユーザーについて「整理、破産、和議、会社更生などの申立てがあったとき」と規定しているが、これは法的倒産手続の申立てを例示的に列挙したものであり、「など」の中には、和議法に代わって制定された民事再生法の民事再生手続開始の申立てが当然に含まれるものと解される。

ウ ところで、本件特約のうち、民事再生手続開始申立てがあったときを解除原因とする部分については、以下の通り、これを無効と解するのが相当である。

すなわち、民事再生法は、その目的として、「経済的窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の許可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業または経済生活の再生を図ることを目的とする。」と定めていることから、本件特約は、「民事再生手続開始申立てがあったときは、リース業者が、リース料債権につき遅滞がなくても直ちにリース契約を解除できるようにし、結果として、リース業者をして、民事再生手続によらずに、リース物件を取り戻すことを可能にするものである。このように、民事再生手続開始の申立てがあったこと

だけを理由に、リース業者がリース物件を取り戻せることになると、民事再生の目的である「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る」ことが困難になるといわなければならぬ（リース物件は再生債務者の事業再生の基礎をなすものが少なくないものである）。そうすると、本件特約は民事再生法の趣旨、目的を害するもので、これを無効と解するのが相当である（最高裁昭和五三年（オ）第三一九号、同五七年三月三〇日第三小法廷判決・民集三六卷三号四八四頁参照）。

確かに、上記のように、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約は、実質的には金融を目的とし、リース物件の利用権がリース料支払債務の担保になっており、リース契約の解除は実質、担保権の実行の意味があるということができるところ、民事再生手続においては、担保権は別除権として、民事再生手続によらずに行使できるとされているところである（民事再生法五三条）。しかし、同時に、民事再生法は、中止命令の制度（三一条）や担保権消滅許可の制度（一四八条）を設け、事業に必要な物件等については、担保権の行使についてもこれを制約することを認めているのである、本件特約による解除が実質担保権の行使であるとしても、それが無制限に行使できるとなると、やはり民事再生法の趣旨、目的を害するものといわなければならない。……

同法三一条の中止命令の制度を本件特約による解除のような非典型担保権の実行に対しても類推適用できるという説に立ったとしても、同法三一条は、二項において、「裁判所は前項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人の意見を聴かなければならない。」と定めているのであるから、本件特約による解除を妨げるため事前に中止命令を発令しようという場合においても、当然二項に従い、担保権者たるリース業者（二項の競売申立人をこのように読み替えることになろう。）の意見をあらかじめ聴く必要が生ずるといわなければならぬ。ところが、このように、あらかじめリース業者を呼び出して意見を聴く手続を執れば（なお、実務においては、中止命令の申立てがあると、おおむね一、二週間後に審尋期日を指定して、審尋を実施している場合が多い）、リース業者は、呼出があつた段階で民事再生手続開始の申立てがされたことを知るようになるから、その段階で、中止命令によりリース契約解除の意思表示ができなくなることを避けるため、リース契約解除の意思表示をしようことが予想される。そして、リース契約解除の意思表示がされれば、それにより担保権の実行は終了してしまうから（後は、所有権に基づく取戻しが問題になるだけである）、今更裁判所が中止命令を発令してもリース業者が所有権に基づきリース物件を取り戻すことを妨げることはできなくなるのであり、Xが主張するように、同法三一条の中止命令の発令により適時

に対応するということは実際問題として困難と考えられる。
 ……
 3 …… そうすると、本件特約のうち民事再生手続開始申立てがあつた時を解除原因とする部分については、民事再生法の趣旨、目的を害するものとして、これを無効と解するのが相当である。 ……

そして、このように解したとしても、民事再生手続開始の前後を問わず、弁済期の到来したリース料債権の支払が遅滞している場合には、下記の通り……リース業者はリース料の支払遅滞を理由として、リース契約を解除し、リース物件を取り戻すことができるかと解されるから、リース業者の利益も相応に保護されるべきである。すなわち、確かに、リース料債権は再生債権であり、再生債権は、民事再生手続開始後は再生計画の定めるところによらなければ弁済することが禁じられるものである（民事再生法八五条）が、それは、別除権である担保権の実行を妨げる趣旨ではないものであるから（上記のように、会社更生手続と異なり、民事再生手続においては、担保権は民事再生手続によらず実行できるのが原則である）、リース業者は、民事再生手続開始後であつても、担保権実行の観点からリース料の支払遅滞を主張でき、リース料の支払が遅滞したときはリース契約の解除（担保権の実行）をすることができるかと解すべきである（なお、このことは、民事再生手続開始前にリース料債権を含めた弁済禁

止の保全処分が出されたような場合にも妥当するといふべきである。

4(1)……民事再生手続開始後に契約が解除され、返還義務が生じたのにそれを履行しなかったことにより生じた、不法行為に基づく損害賠償債権は、民事再生法一九条五号の「再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借り入れその他の行為によつて生じた請求権」又は六号の「事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた債権」に該当するから、共益債権に当たる。……

そして、Xは、上記物件に関し、本件解除の日の翌日から返却日又は返却不能日までの使用相当損害金として再リース料相当額（当初のリース料の約一〇分の程度の額）を請求しているところ……当初のリース期間満了後再リースがされた場合の再リース料については、再リース期間中のリース物件使用の対価ととらえることができるのであるから、本件約定損害金の定める効力等について判断するまでもなく、再リース期間中の不法行為に基づく使用相当損害金としては、再リース料額によるのが相当といふべきである。」

〔評 釈〕

本判旨に賛成する。

一 本判決の意義

本判決の意義は以下の二点にあると思われる。すなわち、第一に、最高裁判所は会社更生手続において、所有権留保付売買契約に付された倒産手続の申立てを解除原因とするこの種の特約につき、会社更生手続の趣旨、目的を害し無効であるとしていた。⁽²⁾この判例の射程をめぐっては議論があり、現在、有効説と、無効説とが鋭く対立している。そのような中、本判決は、下級審としてではあるが、本件のようないわゆる倒産解除特約につき、それを有効とした原審の判断を、詳細な理由付けをもって覆し無効説に与したという点である。また、第二は、本件約定損害金債権は共益債権になるとの原審の判断を肯定した点である。これに関連し、東京高判平二・一〇・二五判タ七六五号二五〇頁は、会社更生手続開始決定の後にリース契約の期間が満了した場合、これによりリース契約は終了し、その後のリース目的物の引渡債務の不履行に基づく約定によるリース料相当額の損害金債権は共益債権になるとしたが、この結論については批判的な評価も見られたが、⁽⁵⁾本判決は、そのような点を考慮しつつも、リース業者がユーザーの有する利用権について担保権を有していると解する以上、その実行の結果としてのリース目的物の取戻しも実効性のあるものとして考える必要があることや、ユーザーとしては、リー

入目的物を返還しさえすれば本件約定損害金の発生を防止できるものであることから、上記結論を採ったものと思われるが、上記裁判例に加え、本件下級審と共に、共益債権と解する下級審の流れを作るものといえるであろう。

二 倒産解除特約の有効性

(一) 多くのリース契約の契約約款においては、ユーザーにつき破産、会社更生等の法的倒産手続の開始申立てがあった場合などが解除事由とされている⁶⁾。本件では、このような特約の有効性が問題となった。なお、本件では、解除事由として、「整理、破産、和議、会社更生などの申立てがあったこと」が挙げられており、民事再生手続の申立てはそこには入っていない。しかし、リース契約にこのようないわゆる倒産解除特約が置かれている趣旨は、ユーザーが経済的に破綻して法的倒産手続開始申立てがなされたような場合には、それを解除事由としてリース目的物の取戻しを容易ならしめることを意図したものである。したがって、特約に記載された倒産手続の範囲は厳密に解する必要はなく、広く法的な倒産手続であれば、当然これに含まれると解される。よって、民事再生手続申立ても当然に含まれると解すべきである⁷⁾。本判旨は、特約の「など」の文言

を重視して同様の結論を導いているが、この文言は単に例示的意味しかなく、仮に、この文言がなくとも、同じ結論に至ると考えるべきである。

(二) このような特約の有効性については、上述の最高裁判決は⁸⁾、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社等の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的(会社更生法一条参照)を害する」ことを理由に無効であるとした。この判例を受けて、会社更生手続においては、リース契約についてもこのような特約は無効とされ、リース会社は契約を解除できないというのが実務の取扱いであるといわれる⁹⁾。

それに対し、民事再生手続においては、リース契約に付されたかような特約の有効性については意見が鋭く対立している。有効説は、会社更生手続が担保権者を含むすべての債権者を手続の中に取り込むのに対して、破産や民事再生手続においては、担保権は別除権として、もともと手続外での権利行使が認められており、破産申立てや民事再生手続開始の申立てを原因とする契約解除とそれに続く物件の引き上げを認めても、他の債権者との公平性を害することにはならないことを強調する¹⁰⁾。これに対して無効説は、民事再生法一条に定める立法目的は、会社更生法一条のそ

れとほぼ同様であること⁽¹¹⁾、中止命令制度・担保権消滅制度の存在による担保権に対する制約措置を前提とすれば、再生手続においても更生手続と同様に解すべきことを理由としてあげる⁽¹²⁾。

(三) 本特約は、民事再生手続開始の申立てがあったときは、リース業者が、たとえそれまでにリース料債権につき遅滞がなくても直ちにリース契約を解除できるようにし、結果として、リース業者をして、民事再生手続によらずに、リース目的物を取り戻すことを可能にするものである。このことは、民事再生手続の目的である、「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る」こと（民再一条）は困難になるといわなければならぬ。よってこの点からみて、本件特約の有効性を肯定することは困難である。なお、この場合、リース目的物が再生企業の再建にとって必要か否かによって、本件のような倒産解除特約の有効性の有無を判断するのは必ずしも妥当ではないと考える。ただし、そもそもこのような解除特約は、リース目的物の債権者にとっての使用の必要性とは関りなく、法的倒産手続申立てという一事によって、一律に解除をするというものである。また、再建にとって必要か否かの判断は必ずしも

一義的に決まってくるものではなく、それによって解除の有効無効が左右されることになる、法律関係が不安定になるからである。

たしかに、民事再生手続においては、会社更生手続におけるのとは異なり、担保権者には別除権が認められており、手続外の権利行使が認められている。したがって、リース契約についていえば、リース会社の権利が担保権として認められており⁽¹³⁾、しかも契約解除がその実行方法であると解される以上⁽¹⁴⁾、リース会社には、再生手続上別除権的地位が認められ、更生担保権とは異なり、民事再生手続によることなく、手続外での自由な権利行使が認められている（民再五三条二項）。しかし、そのことから、ただちに、会社更生手続とは異なり、再生手続においては担保権の行使に制約がないとして直ちにこのような特約の有効性を導くことは問題を単純化しすぎている。

すなわち、担保権者の自由な権利行使と同時に、リースにかかる担保権の実行は、民事再生手続上、中止命令に服し（民再三一条一項⁽¹⁵⁾）、またリースは、担保権消滅許可請求の対象にもなっているのである（民再一四八条以下）。その点からみれば、右両制度によって、リース債権は再生手続上一定の制限を受けているのであり、かような制限規

定を潜脱するような権利行使が認められる結果となつてはならない。したがって、そのような観点から見れば、リースにかかると担保権の実行が中止命令の対象になると考えるとき、リース業者としては、中止命令発令前に担保権の実行を図る強い動機を有することになる。⁽¹⁶⁾ そうすると、担保権の手段として、倒産解除特約が迅速に駆使されることにより、リースにかかる担保権が取戻権化し、中止命令によつてリース目的物の逸失を防ぐことはできなくなるといつたように、⁽¹⁷⁾ 手続開始前の段階での財産の保全ができなくなるとしては、もはや担保権消滅許可請求の主張をすることは不可能になり、この制度も無意味になつてしまふであらう。

したがって、かかる特約は無効と解すべきである。ただ、そのように解したとしても、本判旨も指摘しているように、民事再生手続開始の前後を問わず、弁済期の到来したリース料債権の支払いが遅滞している場合、リース業者はリース料の支払遅滞を理由として、リース契約を解除し、⁽¹⁸⁾ リース目的物を取り戻すことができると解されることから、リース業者の利益もそれなりに保護されるということになる

三 約定損害金債権の法的性質

(一) 本件では、第二の争点として、民事再生手続開始後に契約が解除され、リース目的物の返還義務が生じたのに、それを履行しなかつたことによつて生じた損害賠償請求権の法的性質が問題となつている。たしかに、本件特約の有効性を認めれば、Xによる解除の意思表示によつて、Yは物件の返還義務を負担する。それはXの所有権に基づく取戻権の行使であるから、民事再生手続開始によつて影響を受けず、Yは物件を現実に返還する日まで遅滞に陥る。したがって、その不履行に基づく本件約定損害金は、残リース債権とは別個の原因に基づいて生じたものであり、とくにそのリース料相当額の損害金の約定が無効でないかぎり、その約定損害金債権は有効に存続する。

しかし、本件では、倒産解除特約の有効性が否定されている。よつて、発生した約定損害金が仮に倒産解除特約に基づくものであれば、そのような権利は発生しない。ただ、本件では、判決の中で認定されているように、一部のリース目的物につき、本件解除の時点において、Yはすでにリース料の支払を遅滞していたのであり、約定損害金債権は

この遅滞を根拠として契約が解除されたことによって生じたものであり、無効とされた特約に基づくものではない。

(二) そこで、この約定損害金債権の法的性質が問題となる。本判旨は、これを民事再生法一九条五号ないし六号に当たり、共益債権であるとする。本判旨は、本件倒産解除特約を無効としながらも、既に生じていた履行遅滞を根拠としての解除を認めており、この意味での解除権が行使されると、それによって、ユーザーのリース目的物に対する使用権限は消滅し、いわばリース会社には完全な所有権の行使が可能な状態になっているといえよう。よって、リース目的物の返還請求は、取戻権の行使であるといえる。したがって、リース契約が解除されたことよってYは、リース目的物について使用収益する権利を失ったのであるから、その目的物をXに返還する義務を負っているといわなければならない。しかも、Yが負っている引渡義務を任意に履行することは何ら禁止されていなかったのであるから、右引渡義務の履行遅滞に違法性がないとはいえない。したがって、Xは、Yの不履行に対し、約定損害金を請求できる正当な地位にあるといえる。このような解釈は、本判旨が基本的なスタンスとして述べている、リース会社は、ユーザーの利用権の上に担保権を有し、その担保権の行使

は契約の解除による立場から論理的に容易に導ける結論である。また、この立場は、結論的にも、リース目的物の取戻しを実効性のあるものとしている。さらには、かような損害金の発生を防ぐためには、Yは、契約が解除された時点で自主的にリース目的物をXに返還しさえすればよいものであり、それ以上に、ことさらYの地位を保護する必要はないであろう。

(三) ただ、その場合、約定損害金の額が問題となる。DIP型の倒産手続である民事再生手続においては、再生債務者の、その財産に対する管理処分権は失われることはないから、約定損害金の合意の効力は原則として有効であるように思える。しかし、再生債務者は、手続が開始した以上、手続の主権者としていわば第三者的地位に立つものであり、約定損害金の合意に無条件に拘束されると解するのは妥当ではない。

これに関連する裁判例として、東京高判平二・一〇・二五判例タイムズ七六五号二五〇頁がある。これは、ファイナンス・リース契約によりリース目的物の引渡しを受けたユーザーにつき会社更生手続開始の決定がされ、その後リース契約の期間が満了した場合について、この期間満了によりリース契約は終了し、また、その後のリース目的物

の引渡債務の不履行に基づく約定によるリース料相当額の損害金債権は共益債権となつたものである。この裁判例が、期間満了後の物件の引渡し遅滞によるリース料相当額の損害金の支払請求をそのまま認容した点については、再リース料やリース期間の途中での返還不能の場合の規定損害金等と比較しても、アンバランスであり、事実上、物件の残存価格以上の回収をリース業者に認めることにもなりかねず、また、事業活動に不可欠な物件につきリース業者がこれらの返還請求権を楯に高額の再リース契約の締結を求める危険があり、問題である等さまざまな指摘がなされている。¹⁹⁾

たしかに、フルペイアウト方式のリース契約にあつては、リース期間満了時のリース目的物の残存価値はゼロとして計算されているのであり、リース期間満了後の目的物引渡し遅延の際の約定損害金の額が不当に高い場合には不当な結果が生じる。²⁰⁾しかし、本件は、リース期間はまだ満了していない場合であり、上掲の東京高裁の裁判例⁽²¹⁾とは事例が異なる。また、本件での約定損害金は、再リース料相当額であり、当初のリース料の一〇分の一程度であり、上記平成二年の東京高裁の裁判例に対して指摘されている点は、本件では当てはまらず、必ずしも不当な金額とはい

えない。

四 結 論

以上のような考察から、本件判旨には賛成する。

なお、最後に、形式的なことではあるが、本判旨「2 以上の事実関係を前提として、検討する。(1) 本件特約の効力について」とあるにもかかわらず、その結論となるべき記述が、(1)の末尾ではなく、3でなされている。また、(1)がある以上、それに続いて約定損害金債権の法的性質について判示すべき(2)がなければならぬはずであるが、それが欠けている。そして、本来(2)として論じられるべき事柄が、4として述べられている。これらは判決文の構成としては妥当性を欠くであろう。

(1) 本判決については、石毛和夫『銀行法務21』六八一号五九頁に簡単なコメントがあるほか、本判決の原審たる東京地判平一六・六・一〇判タ一八五号三一五頁の評釈としては、小塚莊一郎「民事再生手続きにおけるリース契約の解除特約の有効性」ジュリスト一三四五号九六頁が、また石毛和夫『銀行法務21』六五三号五二頁に簡単なコメントがある。

(2) 最判昭五七・三・三〇民集三六卷三三四八四頁。

- (3) 上野正彦「須藤英章」宮川勝之「山岸洋」高木裕康編「詳解民事再生の実務」(二〇〇〇年)三六九頁(佐藤りえ子)、市川充「民事再生手続におけるリース取引の処遇」『銀行法務21』第五七八号二三頁、巻之内茂「ユーザの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事情一五九七号二八頁、今川忠「山岸正和」大阪地決平13・7・19から見た民事再生手続におけるリース契約の処遇」二九頁等。
- (4) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇 譲渡担保権を中心に」倒産実体法(別冊NBL六九号)七四・七五頁、山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金融法務事情一六八〇号一三頁以下、宮崎裕二「民事再生とリース」法律時報七三巻一〇号九六頁、升田純「現代型取引をめぐる裁判例(35)」判例時報一七〇七号四四頁等。
- (5) 吉原省三「更生手続とリース契約」金融法務事情一二七八号二頁、山本豊「民法判例レビュー36」判例タイムズ七七九号三〇頁、松嶋英機「リース料債権と倒産法上の取扱い」ジュリスト一〇三六号三七頁、田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」金融法務事情一四二五号一四頁。
- (6) 市川・前掲二二頁、田原・前掲倒産実体法七三頁参照。
- (7) 同旨、巻之内・前掲二八頁。
- (8) 最判昭五七・三・三〇民集三六巻三号四八四頁。
- (9) 市川・前掲二二頁。なお、巻之内・前掲二七頁も参照。
- (10) 巻之内・前掲二八頁。なお、和議手続に関してであるが、名古屋地判平二・二・二八金融・商事判例八四〇号三〇頁(三一頁)は、「会社更生法は企業を解体清算させることが利害関係人の利害のみならず広く社会的、国民経済的損失をもたらすことを考慮して制定されたものである。これと異なる趣旨、目的をもつ和議法に照らし本件特約が無効であるということとはできない」としている。
- (11) 田原・前掲倒産実体法七四頁。
- (12) 山本・前掲金法一六八〇号一三頁。
- (13) フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約は、会社更生法上は、更生担保権と解するのが通説・実務であるが、民事再生法上の取扱いも必ずしも明らかでなかったが、最近では、再生手続上の別除権と解する説が多いといわれる(園尾隆司「小林秀之『条解民事再生法(第二版)』」二二九頁(山本浩美))。また下級審判決もフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約においては、未払いのリース料債権はその全額が再生債権となり、リース会社は、その再生債権を被担保債権とする担保権または別除権を有するものとする(大阪地決平一三・七・一九判時一七六二号一四八頁、東京地判平一五・一二・二三判タ一一四一)

二七八頁)。

なお、更生担保権ないし別除権とする場合の法律構成としては、①担保目的はリース物件自体(所有権)であるとし、いわば隠れたる所有権留保として構成する見解(田原・前掲金法一四頁、伊藤眞「ファイナンス・リース・ユザーの会社更生手続における未払いリース料債権の法的性質」金融法務事情一四二八号六五頁)と、②担保目的はリース物件の利用権であるとし、利用権について質権あるいは非典型担保権が設定されていると構成する見解(山本・前掲九頁、および、近時の下級審における有力な立場である大阪地決平二三・七・一九判時一七六二号一四八頁、東京地判平一五・一二・二二判タ一一四一号二七九頁)がある。

(14) 井田宏「民事再生手続におけるリース料債権の取扱い」判例タイムズ一〇二号五頁以下、山本・前掲一〇頁。

(15) 多数の見解は、非典型担保についても中止命令の規定の類推適用を認めている。山本和彦「長谷川宅司」岡正晶「小林信明」『Q&A民事再生法(第二版)』一〇七頁(上田裕康)参照。

(16) 山本・前掲一三頁。

(17) 藤澤治奈「民事再生手続におけるリース目的物返還請求権の性質」ジュリスト一二九〇号一三七頁もこの旨を指摘している。なお、研究会でも、通常の債務不履行の場

合であっても、中止命令が出る前に解除がなされることがある旨が指摘され、民事再生手続上、中止命令をできるだけ早期かつ迅速に出すべき実務上の運用が望まれるとの見解が強く述べられた。

(18) なお、研究会では、このような通常の債務不履行に基づく解除の場合であっても、無催告解除が認められるかが問題となったが、そのような無催告解除は制限すべきであるとの見解が有力であった。

(19) 吉原省三「更生手続とリース契約」金融法務事情一二七八号二頁、山本豊「民法判例レビュー36」判例タイムズ七七八号三〇頁、松嶋英機「リース料債権と倒産法上の取扱い」ジュリスト一〇三六号三七頁、田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」金融法務事情一四二五号一四頁、八木良一「最高裁判所判例解説 民事篇 平成七年度(上)」四一六頁以下、福永有利「新種・特殊契約と倒産法」一頁以下、高木新二郎「更生手続開始とリース取引」判例タイムズ八六六号一四二頁。

(20) リースの価値は、結局、リース物件の利用権の価値を評価することであり、その価値は、リース目的物の低下した価額と、残リース料債権額の間設定されることになろう。

(21) 東京高判平二・一〇・二五判タ七六五号二五〇頁。

三上 威彦